

年金受給中の方々の状況確認について

晩秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、現在、各地方公共団体において、高齢者の方々について安否の確認が行われております。

報道によりますと、相当数の高齢者の方が行方不明の状態となっていることが判明しており、その中には、年金受給中の方々も含まれている可能性があります。

このため、厚生労働省及び日本年金機構では、年金を受給されている方々の状況を確認することといたしました。

つきましては、「年金受給権者現況申告書」に必要な事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて**平成22年12月7日**までに、ご提出いただきますようお願いいたします。

ご注意いただきたい事項

○次のような場合は平成23年2月から年金の支払いが一時止まりますのでご注意ください。

- ① 「年金受給権者現況申告書」の提出が確認できない場合
- ② 消息が分からない、あるいは連絡が取れない場合
- ③ お住まいの場所を特定できない場合
- ④ 年金受給者本人、または代理人のご署名が無い場合

○同封の返信用封筒に、「年金受給権者現況申告書」以外の書類を同封すること
はご遠慮ください。

○この申告書をご提出いただいた場合でも、日本年金機構の職員が訪問してご本人の状況を確認する場合があります。

日本年金機構本部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

◆ 年金受給権者現況申告書に関してご不明な点は、
『ねんきんダイヤル』 0570-05-1165（IP電話・PHSからは「03-6700-1165」）
もしくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

【受付時間】 ○月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7時まで。
○第2土曜日：午前9時30分～午後4時
祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。